

令和2年度 6月補正予算の概要

令和2年6月1日

令和2年度6月補正予算の概要

一般会計

補正前の予算額

1,396億8,779万円

補正額

15億8,506万円

【うち新型コロナウイルス感染症対策事業 13億3,943万円】

補正後の予算額

1,412億7,285万円

【対前年度同期比 266億7,581万円（23.28％）の増】

特別会計

補正前の予算額

643億3,342万円

補正額

46万円

【うち新型コロナウイルス感染症対策事業 46万円】

補正後の予算額

643億3,388万円

【対前年度同期比2,260万円（0.04％）の減】

令和2年度6月補正予算 主な事業①

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

事業費6,300万円のうち5,500万円を活用(総額7億3,455万8千円を活用)

①	新型コロナウイルス感染症医療提供体制整備特別負担金交付事業 事業費 3,500万円 活用額 3,500万円	3,500万円
②	指定避難所における新型コロナウイルス感染防止対策事業 事業費 1,000万円 活用額 1,000万円	1,000万円
③	新型コロナウイルス感染防止衣購入事業 事業費 1,000万円 活用額 200万円	1,000万円
④	「津がんばるマルシェ」実施事業 事業費 800万円 活用額 800万円	800万円

①新型コロナウイルス感染症医療提供体制整備特別負担金交付事業

【補正額】3,500万円

概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、医療現場で生じている追加的な人的・物的負担に対し、これまでに経験のない感染症に対応するための細やかな人的配置や装備、高騰している医療用資材の購入など、国・県の支援の及ばない医療提供体制整備に係る経費を支援する

対象

- ・感染症病床を有する指定医療機関(2医療機関)、三次救急医療機関(1医療機関)
- ・二次救急(輪番)医療機関(10医療機関)
- ・津地区医師会、久居・一志地区医師会、津歯科医師会、津薬剤師会

②指定避難所における新型コロナウイルス感染症防止対策事業

【補正額】1,000万円

概要

市内避難所等に、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために必要となる物品を追加整備する

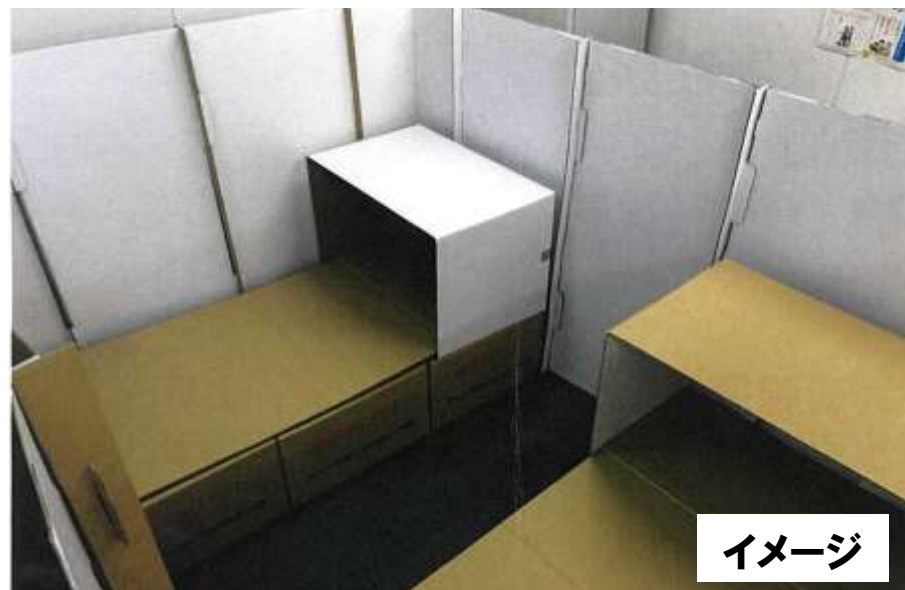
避難所数

180か所

（全ての指定避難所及び土砂災害避難施設）

整備備品

簡易間仕切り、段ボールベッド、プライベートテント、ハンドソープ、マスク、手指消毒液、施設用消毒液、非接触式体温計、ビニール手袋、布製ウエス



イメージ

概要

救急出動時における、新型コロナウイルス感染症対策として救急隊員が身に着ける感染防止衣を購入する

内 容 感染防止衣 4,000着

血液・体液等の浸透を防ぎ、透湿性、耐久性等、救急活動に必要な性能を備えたもの



イメージ



イメージ

④「津がんばるマルシェ」実施事業

【補正額】800万円

概要

地域経済が回復・発展段階へと向かう中で、これまでの物販、宣伝PRに限らず、事業形態の多角化や新分野に果敢にチャレンジする事業者が商品の宣伝販売や試作品、新たなサービスのPRなどを行う場を提供する

対象事業者

販売促進、新商品の開発、新分野への進出、事業者間連携などに取り組む市内事業者（市内に事業所または店舗を有する者）

内 容

物販をはじめ宣伝PR活動など内容に制限を設けず、幅広く対象とする。

また、まん中広場ではキッチンカーでの出店も可能

例：食品、弁当、野菜・果物などの青果物、花木、津市の物産などの販売、宣伝PR活動。観光事業者等の宣伝PRなど

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じることを条件とし、新たに保健所等の販売許可がいるものは出店できない

販売場所

津センターパレス1階、まん中広場

販売期間

7月3日～令和3年3月31日の平日（12月29日～1月3日を除く）

午前10時～午後3時 ※販売時間、土日祝の開催は事業者の希望により柔軟に対応

令和2年度6月補正予算 主な事業②

新型コロナウイルス感染症対策事業(国の補正予算(第1号)等に関連する事業)

事業費 12億7,689万円

(一般会計 12億7,643万円 特別会計 46万円)

① 公立学校情報機器購入事業

GIGAスクール構想を加速化することで、学校の臨時休業等の緊急時においてもICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現(小・中・義務教育学校全学年の全児童生徒及び指導者用端末の整備) ※GIGA=Global and Innovation Gateway for All
ICT=Information and Communication Technology

10億9,525万円

② 放課後児童健全育成事業

小学校臨時休業に伴う放課後児童クラブ開所及び感染防止に係る支援

9,172万円

③ 新型コロナウイルス感染防止対策事業

小・中・義務教育学校、保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、病児・病後児保育施設、認可外保育施設における感染防止に係る消毒液等の購入及び民間施設に対する支援

5,601万円

令和2年度6月補正予算 主な事業②

④ 住居確保給付金支援拡充事業

休業等に伴う収入減少により、離職・廃業等と同程度の状況となり住居を失うおそれが生じている者に対する家賃相当分の給付金の支給

1,973万円

⑤ 新型コロナウイルス感染防止妊婦向けマスク配布事業

国から支給される妊婦用マスクの配布(月2枚/人)

79万円

⑥ 学校臨時休業対策事業

学校休業期間の給食中止に伴いキャンセルできなかった食材等に係る経費に対する支援

1,293万円

⑦ 国民健康保険傷病手当金(特別会計)

国民健康保険被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染した被用者(発熱等の症状があり感染が疑われる者を含む)に対する傷病手当金の支給

46万円

令和2年度6月補正予算 主な事業③

新型コロナウイルス感染症対策事業を除く事業 合計2億4,563万円

①	(仮称)津西会館別館整備事業 (仮称)津西会館別館の建設地の造成工事、周辺家屋に係る調査	4,206万円
②	高齢運転者安全運転支援装置設置促進事業 安全運転支援装置の購入及び設置する高齢運転者に対する補助	620万円
③	土地改良事業 ・高野尾花木の里地区における中勢用水を利用したパイプライン施設整備のための事業計画策定 ・中勢用水地区の基幹的な農業水利施設の長寿命化を目的とした整備のための事業計画策定 ・小野平池堤体のかんがい用水の確保及び適正な維持管理のための改修に係る経費の負担	2,246万円
④	近鉄江戸橋駅バリアフリー化事業 江戸橋駅の多機能トイレの新設、触知案内図整備等のバリアフリー化事業に対する支援	400万円

令和2年度6月補正予算(一般会計) 財源内訳

		事業費	財源内訳				
			国	県	地方債	その他	一般財源
新型コロナウイルス感染症対策事業	①新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	6,300万円	5,500万円				800万円
	②国の補正予算(第1号)等に関連する事業	12億7,643万円	7億3,257万円	2,072万円		911万円	5億1,403万円
	小 計	13億3,943万円	7億8,757万円	2,072万円		911万円	5億2,203万円
③新型コロナウイルス感染症対策事業を除く事業		2億4,563万円	8,047万円	6,333万円	3,900万円	281万円	6,002万円
合 計		15億8,506万円	8億6,804万円	8,405万円	3,900万円	1,192万円	5億8,205万円

令和2年度6月補正予算(一般会計) 財源内訳

			事業費	財源内訳				
				国	県	地方債	その他	一般財源
新型コロナウイルス感染症対策事業	①新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	新型コロナウイルス感染症医療提供体制整備特別負担金交付事業	3,500万円	3,500万円				
		指定避難所における新型コロナウイルス感染防止対策事業	1,000万円	1,000万円				
		新型コロナウイルス感染防止衣購入事業	1,000万円	200万円				800万円
		「津がんばるマルシェ」実施事業	800万円	800万円				
	②国の補正予算(第1号)等に関連する事業	公立学校情報機器購入事業	10億9,525万円	6億1,374万円				4億8,151万円
		放課後児童健全育成事業	9,172万円	5,150万円	2,011万円			2,011万円
		新型コロナウイルス感染防止対策事業	5,601万円	5,198万円	61万円			342万円
		住居確保給付金支援拡充事業	1,973万円	1,480万円				493万円
		新型コロナウイルス感染防止妊婦向けマスク配布事業	79万円	55万円				24万円
		学校臨時休業対策事業	1,293万円				911万円	382万円
	小 計		13億3,943万円	7億8,757万円	2,072万円		911万円	5億2,203万円
③新型コロナウイルス感染症対策事業を除く事業		2億4,563万円	8,047万円	6,333万円	3,900万円	281万円	6,002万円	
合 計		15億8,506万円	8億6,804万円	8,405万円	3,900万円	1,192万円	5億8,205万円	

津市における新型コロナウイルス感染症対策予算(一般会計)

	事業内容	事業費
令和元年度 予備費	市施設で使用する手指消毒液の購入	231万円
	施設防疫用の消毒液等の購入	34万円
令和元年度 11号補正	保育所等で使用する消毒液等の購入	140万円
	民間保育所等の消毒液等購入に対する補助	780万円
	放課後児童クラブへの支援	4,060万円
令和2年度 予備費	市庁舎の市民窓口へのアクリル製間仕切り板設置	479万円
	小中学校、幼稚園等で使用する手指消毒液の購入	231万円
	児童発達支援センター消毒作業委託	45万円
	斎場施設防疫用の防護服・納体袋・消毒液等の購入	122万円
令和2年度 2号補正	特別定額給付金	279億6,500万円
	子育て世帯への臨時特別給付金	3億3,480万円
	三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金	3億7,500万円
令和2年度 3号補正	子育て世帯家計支援事業	4億4,879万円
	津市事業継続支援金	2億5,000万円
	水道料金の基本料金無料	2億3,089万円
	新型コロナウイルス感染症対策事業基金	3億7,488万円
小 計		300億4,058万円

津市における新型コロナウイルス感染症対策予算(一般会計)

	事業内容		事業費
令和2年度 4号補正	①新型コロナウイルス感染症 対応地方創生 臨時交付金活 用事業	新型コロナウイルス感染症医療提供体制整備特別負担金交付事業	3,500万円
		指定避難所における新型コロナウイルス感染防止対策事業	1,000万円
		新型コロナウイルス感染防止衣購入事業	1,000万円
		「津がんばるマルシェ」実施事業	800万円
		小 計	6,300万円
	②国の補正予算 (第1号)等に 関連する事業	公立学校情報機器購入事業	10億9,525万円
		放課後児童健全育成事業	9,172万円
		新型コロナウイルス感染防止対策事業	5,601万円
		住居確保給付金支援拡充事業	1,973万円
		新型コロナウイルス感染防止妊婦向けマスク配布事業	79万円
		学校臨時休業対策事業	1,293万円
		小 計	12億7,643万円
	小 計		13億3,943万円
合 計		313億8,001万円	

新型コロナウイルス感染症対策

6月1日開催

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第19回) 開催結果



5/22 第18回対策本部会議

令和2年6月1日

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第19回）

令和2年6月1日（月）

午前11時～

本庁舎8階 大会議室A

1 津市新型コロナウイルス感染症対策本部の継続について報告（危機管理部）

2 国・県の動き

- （1）国の緊急事態解除宣言及び三重県の対応について報告（危機管理部）
- （2）その他

3 協議事項

- （1）新型コロナウイルス感染症特別定額給付金237億5,420万円
（85.72%）5月末振込実績及び給付事務体制の再編について協議
（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）
- （2）その他

4 報告事項

- （1）5月22日、市長メッセージの発信について報告（危機管理部）
- （2）子育て世帯家計支援事業の実施について報告（こども政策担当、教育委員会）
- （3）津市立幼稚園及び津市立幼保連携型認定こども園（1号認定子ども）の
夏季休業期間中の保育日の確保について報告（教育委員会、こども政策担
当）
- （4）津市立幼稚園における給食無償化と今後の給食費の取り扱いについて報
告（教育委員会）
- （5）水道基本料金の無料化の実施について報告（上下水道管理局）
- （6）津市事業継続支援金の申請状況について報告（ビジネスサポートセンタ
ー）
- （7）頑張る事業者応援プロジェクト「市内事業者向け事業継続支援販売所」
の実施状況について報告（商工観光部）

- (8) 国の持続化給付金申請サポート会場の設置について報告（商工観光部）
- (9) 幼児健康診査の再開について報告（健康医療担当）
- (10) 市施設における換気の方法について報告（税務・財産管理担当）
- (11) 津市立小・中・義務教育学校及び幼稚園における教室等の換気について報告（教育委員会）
- (12) 市税の徴収猶予の実施状況について報告（税務・財産管理担当）
- (13) 緊急事態解除宣言を受けた市施設の運営について報告（税務・財産管理担当）
- (14) ボートレース津における営業等の再開について報告（ボートレース事業部）
- (15) 令和2年度津市敬老事業の中止について報告（健康福祉部）
- (16) 令和2年度あのを「光れ！しかけ花火」祭りの中止について報告（総合支所）
- (17) 三重県指定無形民俗文化財「宮踊り（香良洲町）」の中止について報告（総合支所）
- (18) 緊急事態解除宣言を受けた市主催イベントの開催判断の考え方について報告（危機管理部）
- (19) 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況及び今後の津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口の体制について報告（危機管理部）

5 その他

提案事項

3 協議事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症特別定額給付金237億5,420万円
(85.72%) 5月末振込実績及び給付事務体制の再編について協議
(新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当)

特別定額給付金については、4月22日に新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室を12名の職員で設置し、申請書発送の準備を進め、5月11日には、同室に更に現場責任者15名を配置し、給付作業従事者については、会計年度任用職員が最大107名、勤務時間内の業務応援職員が最大41名、夜間・土・日の勤務時間外の業務応援職員が最大65名、相談窓口での受付業務は8名の体制で給付事務に取り組み、各所属からの応援によって、最も多くの人員で取り組んだ日は、最大の動員であった5月22日であり、一日あたり最大時218名の体制で作業を行いました。

特別定額給付金の申請書の返送件数の状況については、5月31日までに111,834通の返送があり、ピーク時には1日当たり20,000件以上の返送がありましたが、先週は1日あたり約1,200件から、多くとも3,000件程度となっています。

給付の状況については、5月29日までに104,909世帯、237,542人、237億5,420万円の給付を完了しました。発送件数に対する給付率は、総世帯数に対しては82.86%、人口に対しては85.72%になります。

また、特別定額給付金に係る相談コールセンターでの相談件数ですが、5月29日午後4時までに7,181件の相談がありました。申請書発送後の翌週である5月18日には、約1,200件と相談のピークを迎えましたが、5月29日には、約224件と相談件数も落ち着いてきています。

このような本日までの給付事務の状況等を踏まえると、今後の給付事務については、申請書の返送件数がこれまでよりも少なくなる一方、申請書返戻分の対応や施設入所者等の申請手続き、未申請者への周知・呼びかけ等の業務への比重が大きくなる第2フェーズへ移行するものと予想しています。

これらの第2フェーズの給付事務に適確に対応するために新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室については、本日から27名から22名の職員体制に再編成して取り組むこととします。

報告事項

4 報告事項

(1) 5月22日、市長メッセージの発信について報告（危機管理部）

市長が、5月22日、市民の皆様に向けて、新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ⑨を発信しました。

(2) 子育て世帯家計支援事業の実施について報告（こども政策担当、教育委員会）

子育て世帯家計支援事業の実施については、現在、子育て推進課子育て世帯家計支援担当を中心に、教育委員会事務局教育総務課及び学校教育課と連携して、子育て世帯家計支援金の交付と給食費無償化を迅速に行えるよう事務を進めています。

本日、保育所や認定こども園、給食を提供していない幼稚園、私立小中学校、県立学校の小中学部、国立小中学校に対し、支援金交付の申請書約10,000通を送付し、保護者への配布を依頼することとします。

また、6月15日に、認可外保育施設を利用している児童や未就園児がおみえの世帯に申請書約4,000通を直接郵送する予定となっており、申請を受け付け次第、概ね1週間から3週間程度で支援金を交付する予定です。

(3) 津市立幼稚園及び津市立幼保連携型認定こども園（1号認定子ども）の夏季休業期間中の保育日の確保について報告（教育委員会、こども政策担当）

津市立幼稚園及び津市立幼保連携型認定こども園（1号認定子ども）において、新型コロナウイルス感染症対策として4月から5月に実施した臨時休業に伴う保育日の補充について、各学年の教育課程に係る教育週数39週を確保するため、夏季休業期間中の7月21日から7月31日までの7日間を保育日とし、1学期終業式を7月31日に実施することとしました。

したがって、実質的な夏季休業日を8月1日から8月31日までとし、2学期始業式については、当初の予定通り9月1日とします。

(4) 津市立幼稚園における給食無償化と今後の給食費の取り扱いについて報告（教育委員会）

子育て世帯家計支援事業による給食費の無償化に伴い、給食を実施している市立幼稚園の給食費については、別紙のとおり取り扱うこととしました。（17ページ参照）

なお、給食を実施していない市立幼稚園に在籍する園児には、給食費相当額の支援金を交付します。

(5) 水道基本料金の無料化の実施について報告（上下水道管理局）

すべての家計と事業者への支援である水道料金の基本料金無料化については、5月20日、令和2年第2回津市議会臨時会において予算措置及び条例改正の議決を得、本日、6月1日検針分からスタートしました。

無料化の期間は、6月1日から7月31日までの間の検針により料金が確定する2か月分で、対象者は給水契約のあるすべての家計及び事業者、その対象件数は約13万6,700件です。

また、無料化に関して、お客さまによる申請は不要です。

その具体的な取り扱いについては、次の表のとおりです。

水道料金の基本料金無料化の詳細

令和2年6月29日（月）から同年8月18日（火）までの間に納期限（口座振替日）となる基本料金を無料とします。

検針月		検針日	納期限（口座振替日）	使用期間
毎月	6月	1日～6日	6月29日（月）	5月検針の翌日から 6月検針の日まで
		10日～16日	7月 8日（水）	
		20日～26日	7月20日（月）	
	7月	1日～6日	7月28日（火）	6月検針の翌日から 7月検針の日まで
		10日～16日	8月11日（火）	
		20日～26日	8月18日（火）	
2か月 検針	偶数月	1日～6日	6月29日（月）	4月検針の翌日から 6月検針の日まで
		10日～16日	7月 8日（水）	
		20日～26日	7月20日（月）	
	奇数月	1日～6日	7月28日（火）	5月検針の翌日から 7月検針の日まで
		10日～16日	8月11日（火）	
		20日～26日	8月18日（火）	

(6) 津市事業継続支援金の申請状況について報告（ビジネスサポートセンター）

津市事業継続支援金については、5月25日から郵送にて申請の受付を開始しました。

25日から29日までの間において、電話等でのお問い合わせは、全部

で89件、申請いただいた件数は7件となっています。

現在、申請いただいた書類については、内容点検等を行い、必要に応じて申請者と連絡を取りながら、順次作業を行っています。

(7) 頑張る事業者応援プロジェクト「市内事業者向け事業継続支援販売所」の実施状況について報告（商工観光部）

前回の津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第18回）において、津センターパレス1階及び津市まん中広場で5月27日からの再開を決定した頑張る事業者応援プロジェクト「市内事業者向け事業継続支援販売所」の実施状況は、次のとおりです。

なお、出店者の販売状況については、お弁当を中心として、早い時間に売り切れるなど、好調な状況です。

・ 令和2年5月27日（水）

津センターパレス1階 4事業者出店／4区画（出店可能区画数）

津市まん中広場 2事業者出店／3区画（出店可能区画数）※

・ 令和2年5月28日（木）

津センターパレス1階 4事業者出店／4区画（出店可能区画数）

津市まん中広場 既に予約していた方が全区画利用※

・ 令和2年5月29日（金）

津センターパレス1階 3事業者出店／4区画（出店可能区画数）

津市まん中広場 2事業者出店／4区画（出店可能区画数）※

※ 津市まん中広場については、これまで定期的に販売等で利用される方の利用は優先しています。

(8) 国の持続化給付金申請サポート会場の設置について報告（商工観光部）

国の持続化給付金に関しては、中小企業庁が、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、迅速かつ安全に給付を行うため、基本、「電子（オンライン）申請」で受け付けていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を順次開設しています。

この申請サポート会場については、中小企業庁から商工会議所に対し会場選定に係る協力依頼がされており、津市においても津商工会議所の協力のもと、以下のとおり持続化給付金に係る申請サポート会場の開設が決まりました。

・ 会場名

持続化給付金申請サポート会場 津会場（会場コード2410）

・ 開設日

令和2年6月4日（木）

・ 場所

津センターパレス 4階 特設会場 (津市大門7番15号)

・ 電話

持続化給付金コールセンター 0120-115-570

(受付時間 午前8時30分から午後7時まで)

(9) 幼児健康診査の再開について報告(健康医療担当)

国からの緊急事態宣言が解除されたことを受けて、新しい生活様式を踏まえた感染防止対策を徹底しながら、6月より、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査について再開することとしました。

なお、幼児健康診査の再開については、ホームページにおいて周知し、対象者には、日程をハガキで案内しました。

(10) 市施設における換気の方法について報告(税務・財産管理担当)

厚生労働省が、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解で示されたクラスター感染発生リスク要因の一つである「換気の悪い空間」を改善するための換気の方法を推奨していることを踏まえ、「市施設における換気の方法について」を作成し、本日、6月1日に、各所管部局に通知しました。

厚生労働省によれば、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に定める特定建築物(延べ床面積が3,000㎡以上の建築物)については、同法における空気環境の調整に関する基準に従って当該建築物を維持管理しなければならないとされており、この環境基準に適合していれば、必要換気量(一人当たり毎時30㎡)が確保されていることとなり、その場合「換気が悪い空間」には当たらないという見解を示しています。

そこで、本庁舎における機械換気(空気調和設備)の状況については、この環境基準に適合していることを確認しています(昨年8月における最高値は691ppmで、令和元年度の測定値の平均値は703ppm)が、ご来庁者の方が、より安全かつ安心してご利用いただくために、機械換気と併せて、定期的に窓の開放による自然換気を行うこととしました。

また、本庁舎以外の施設で特定建築物に該当する施設は、本庁舎の例により、環境基準に適合するための機械換気と、窓の開放による自然換気を行い、特定建築物に該当しない施設については、機械換気が可能な施設にあっては、特定建築物に該当する施設の換気の方法に準じて換気を行うこととし、機械換気ができない施設にあっては、対角線上の窓開けや扇風機の使用など換気効率を考慮した自然換気を行うこととしました。

(11) 津市立小・中・義務教育学校及び幼稚園における教室等の換気について

報告（教育委員会）

津市立小・中・義務教育学校及び幼稚園における教室等の換気の方法につきましては、5月22日付けで文部科学省から示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を踏まえ、「学校及び幼稚園における教室等の換気の方法について」を作成し、本日、6月1日に各小・中・義務教育学校長及び幼稚園長宛に通知しました。

津市立のすべての学校及び幼稚園においては、暑さ対策のため教室等に設置したエアコンを常時稼働させるとともに、適宜、対角線上に2方向の窓を開け、補助的に扇風機を使用するなど、教室内の換気に努めます。

また、これまでの熱中症対策に加え、児童生徒等が登校（園）する前に教室等のエアコンを稼働させ、入室後にできるだけ早くクールダウンできる環境を整えるなど、十分な感染症対策を行いながら、これまで以上に熱中症対策にも心がけ、教職員が、児童生徒等の様子をしっかりと観察し、安全に安心して学校（園）生活を送ることができるよう最善を尽くします。

(12) 市税の徴収猶予の実施状況について報告（税務・財産管理担当）

国の新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策における税制上の措置として、本年4月30日に「徴収猶予の特例制度」が施行され、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、かつ、一時に納付することが困難な納税者には、無担保かつ延滞金なしで、一年間、市税の徴収を猶予することができるようになったことから、市ホームページや納税相談時に納税者に説明しています。

そこで、5月1日から5月31日までの徴収猶予の実施状況について、相談件数は65件で、申請件数は24件（個人7件、法人17件）であり、その全ての申請に対し徴収猶予（猶予税額の総額13,920,800円）を認めました。

(13) 緊急事態解除宣言を受けた市施設の運営について報告（税務・財産管理担当）

前回の津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第18回）における報告において、再開時期が決定していなかった5施設について、次のとおりとしました。

- ・ 2か所の御殿場地内の観光駐車場については、6月1日から再開
- ・ 市民活動センターの貸館部分については、6月1日から再開
- ・ 津なぎさまち内旅客船ターミナルと空港島旅客船ターミナルについ

ては、津エアポートラインの高速船が6月18日まで全面運休することから、再開時期については改めて報告します。

次に、5月25日、国の緊急事態解除宣言を受けて、市施設の運営について、国は同日、基本的対処方針を変更し、三重県は翌26日、「三重県指針 Ver. 2」を発出しました。

国の基本的対処方針や「三重県指針 Ver. 2」では、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けることとし、地域の感染状況等について評価を行いながら、外出の自粛等を段階的に緩和するとしています。

これらのことを踏まえ、緊急事態解除宣言を受けた市施設の運営に当たっての3つの基本的な方針を定めることとしました。

1点目は、県外からの市施設のご利用について、「三重県指針 Ver. 2」における「移動に関する感染防止対策」を踏まえ、次のとおりとしました。

- ・ 5月31日まで 県外からのご利用を控えていただくようお願いしました。

- ・ 6月1日から6月18日まで5月25日の緊急事態宣言解除前の特定警戒都道府県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）からのご利用を控えていただくようお願いします。また、その他の府県からのご利用に当たっては、ご利用者には、お住いの府県の移動に関する方針にご留意いただくとともに、「新しい生活様式」に心掛けていただくようお願いします。

- ・ 6月19日以降、ご利用者には、お住いの都道府県の移動に関する方針にご留意いただくとともに、市施設のご利用に当たっては「新しい生活様式」に心掛けていただくようお願いします。

2点目は、施設の活動内容について、「三重県指針 Ver. 2」においては、これまでクラスターが発生しているような施設については、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践を強く求めていることから、市施設（貸館を含む。）において、クラスター発生事例と同種又は類似する活動を行う場合は、3点目に掲げる施設の特性や利用の実態に応じた感染症対策の徹底はもとより、クラスター発生の回避策を十分に講じることとします。

なお、県内においてクラスター発生事例が生じるなど「三重県指針 Ver. 2」の見直しが行われ、施設の使用休止要請がなされた場合は、発生事例を踏まえた利用自粛要請を行うこととしました。

3点目は、「新しい生活様式」を取り入れた感染防止対策の徹底について、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図るうえで、「新しい生活様

式」の定着が必要であるとされていることから、「新しい生活様式」の実践例や、基本的対処方針及び「三重県指針 Ver. 2」並びに業種や施設の種別に応じたガイドラインなどを踏まえ、引き続きそれぞれの施設の特性や利用の実態に応じた適切な感染症対策を徹底していくこととしました。

(14) ボートレース津における営業等の再開について報告（ボートレース事業部）

ボートレースは、2月28日以降、感染拡大防止の観点から、全国で、無観客開催の実施及び競走場、外向発売所及び場外発売場における発売中止の対応を継続しながら、関係団体において「モーターボート競走における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を策定し、再開の準備をすすめてきました。

5月14日に39県の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、再開が可能となった地域から準備をすすめています。ボートレース津は6月8日から外向発売所の営業を、6月15日から開催のレースから、お客様に入場いただいての開催を、再開することとしました。

なお、ご来場のお客様には、感染症防止対策にご理解ご協力をいただきながら、安全な場所として安心してご利用いただけるよう、各種対策を実施し、運営します。

(15) 令和2年度津市敬老事業の中止について報告（健康福祉部）

令和2年度津市敬老事業については、津市、津市地区社協連絡協議会及び津市社会福祉協議会による協議の上、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、5月21日に中止を決定しました。

なお、このことについては、広報津7月1日号（16日号との合併号）の同時配布物による市内全域への回覧及び同8月1日号（16日号との合併号）に掲載し、広く市民の皆様に周知を図ることとしました。

(16) 令和2年度あのを「光れ！しかけ花火」祭りの中止について報告（総合支所）

新型コロナウイルス感染症拡大防止等、現下の情勢に鑑み、8月15日に開催を予定していた、令和2年度あのを「光れ！しかけ花火」祭りは、5月27日、書面表決により実行委員会において中止が決定されました。

(17) 三重県指定無形民俗文化財「宮踊り（香良洲町）」の中止について報告（総合支所）

新型コロナウイルス感染症及びまん延防止のため、8月15日～16日に開催を予定していた自治会香良洲支部主催の、三重県指定無形民俗文化財「宮踊り」は、5月8日に開催された自治会長会議において中止が決定

されました。

(18) 緊急事態解除宣言を受けた市主催イベントの開催判断の考え方について
報告（危機管理部）

5月25日、国の緊急事態解除宣言を受けて、また、翌26日、三重県が発出した「三重県指針 Ver. 2」及び三重県主催イベントの開催基準を踏まえ、市主催イベントの開催判断の考え方について、5月15日付けで通知していたものを改めて見直しを行い、5月26日付けで各部局に対して通知したとともに、広く情報を発信するため、市ホームページに登載しました。

(19) 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況及び今後の津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口の体制について報告（危機管理部）

4月9日に開設した津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口は、5月31日までの土、日、祝日を除く33日間で合計4,130件の相談があり、この間、特に特別定額給付金の振り込みが開始された5月11日の週は、申請書の書き方や添付書類の相談、さらに申請を済ませた方からは振り込みの時期などの相談が寄せられたことから、他部から応援職員の協力を得ながら、また、新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室とも十分な連携を取りながら対応しましたが、その後、振り込みが進んできた5月25日の週には一定の落ち着きが見られてきました。

しかし、当相談案内窓口は、市民の皆様の不安の解消に取り組むべく、新型コロナウイルス感染症に係る本市の対応についてのご相談等を一義的に受け付けて、専門的な対応が必要な場合については、適切に回答できる担当部局に「つなぐ」として開設したものであり、国は緊急事態解除宣言を発出したものの、新型コロナウイルス感染症は終息していない状況であることから、相談案内窓口担当職員4名と特別定額給付金等推進室兼務担当職員2名の合計6名体制で引き続き設置することとしました。

新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言

令和 2 年 5 月 25 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるため、同条第 5 項の規定に基づき、5 月 25 日、緊急事態が終了した旨を宣言する。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

市民生活関連情報

相談窓口など生活に関する情報を掲載

事業者支援情報

事業者を支援するための制度などを案内

特別定額給付金

給付金の申請などの案内

津市独自支援策

市長メッセージ

重要なお知らせ

2020年05月26日 [津市新型コロナウイルス感染症対策本部の継続について](#)

2020年05月22日 [5月22日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ\(6\)](#)

2020年05月22日 [新型コロナウイルス感染症対策 5月22日開催 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議\(第16回\)開催結果](#)

2020年05月19日 [新型コロナウイルス感染症に係る「特別定額給付金」について \(Guide to the Special Cash Payments\)](#)

資料提供(投げ込み) 令和2年5月26日(火)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
危機管理部 危機管理課 (電話059-229-3281)	危機管理課長 出口 真也

津市新型コロナウイルス感染症対策本部の継続について

このことについて、昨日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づき、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に出していた緊急事態宣言の解除を決定し、同法第32条第5項の規定に基づき緊急事態解除宣言を発出されました。

このことによって、本市が同法第34条第1項の規定に基づき設置していた津市新型コロナウイルス感染症対策本部は、同法第37条の規定に基づき廃止となりますが、今後も引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び市民や事業者等への支援対策を講じる必要があることから、本市の同対策本部は、令和2年5月25日付けで、津市危機管理指針に基づく津市新型コロナウイルス感染症対策本部として設置、継続しました。

新型コロナウイルス感染症特別定額給付金

申請書の返送状況推移

給付金の振込状況推移【世帯】・【人口】

申請書の返送状況推移

日 付	返送件数（通）	累計返送件数（通）	返送率※
5月11日（月）	14	14	0.01%
5月12日（火）	560	574	0.45%
5月13日（水）	4,895	5,469	4.32%
5月14日（木）	4,509	9,978	7.88%
5月15日（金）	8,200	18,178	14.36%
5月16日（土）	4,542	22,720	17.94%
5月17日（日）	7,617	30,337	23.96%
5月18日（月）	21,299	51,636	40.78%
5月19日（火）	22,317	73,953	58.41%
5月20日（水）	10,453	84,406	66.66%
5月21日（木）	7,209	91,615	72.36%
5月22日（金）	4,671	96,286	76.05%
5月23日（土）	3,375	99,661	78.71%
5月24日（日）	1,794	101,455	80.13%
5月25日（月）	1,465	102,920	81.29%
5月26日（火）	2,883	105,803	83.56%
5月27日（水）	1,828	107,631	85.01%
5月28日（木）	1,475	109,106	86.17%
5月29日（金）	1,201	110,307	87.12%
5月30日（土）	894	111,201	87.83%
5月31日（日）	633	111,834	88.33%

※発送件数：126,613通

給付金の振込状況推移【世帯】

日 付	振込件数(世帯)	累計振込件数(世帯)	振込率※
5月11日(月)	863	863	0.68%
5月12日(火)	132	995	0.79%
5月13日(水)	185	1,180	0.93%
5月14日(木)	209	1,389	1.10%
5月15日(金)	1,006	2,395	1.89%
5月16日(土)	0	2,395	1.89%
5月17日(日)	0	2,395	1.89%
5月18日(月)	2,332	4,727	3.73%
5月19日(火)	2,457	7,184	5.67%
5月20日(水)	6,040	13,224	10.44%
5月21日(木)	9,558	22,782	17.99%
5月22日(金)	8,077	30,859	24.37%
5月23日(土)	0	30,859	24.37%
5月24日(日)	0	30,859	24.37%
5月25日(月)	9,452	40,311	31.84%
5月26日(火)	14,510	54,821	43.30%
5月27日(水)	14,788	69,609	54.98%
5月28日(木)	9,708	79,318	62.65%
5月29日(金)	25,591	104,909	82.86%
5月30日(土)	0	104,909	82.86%
5月31日(日)	0	104,909	82.86%

※発送件数：126,613世帯

給付金の給付状況推移【人口】

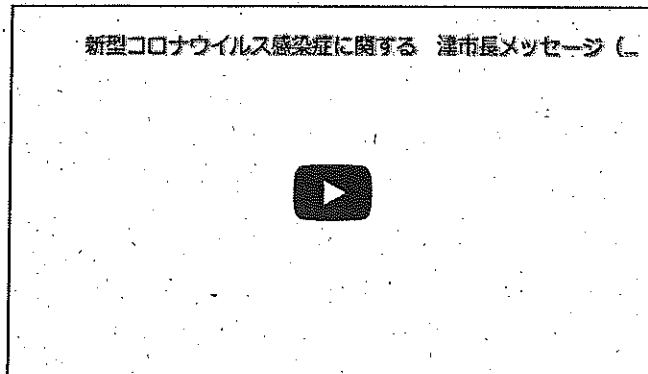
日 付	給付数(人口)	累計給付数(人口)	給付率※
5月11日(月)	2, 225	2, 225	0. 80%
5月12日(火)	327	2, 552	0. 92%
5月13日(水)	420	2, 972	1. 07%
5月14日(木)	476	3, 448	1. 24%
5月15日(金)	2, 439	5, 887	2. 12%
5月16日(土)	0	5, 887	2. 12%
5月17日(日)	0	5, 887	2. 12%
5月18日(月)	5, 362	11, 249	4. 06%
5月19日(火)	5, 731	16, 980	6. 13%
5月20日(水)	13, 806	30, 786	11. 11%
5月21日(木)	21, 200	51, 986	18. 76%
5月22日(金)	18, 507	70, 493	25. 44%
5月23日(土)	0	70, 493	25. 44%
5月24日(日)	0	70, 493	25. 44%
5月25日(月)	22, 229	92, 722	33. 46%
5月26日(火)	34, 543	127, 265	45. 93%
5月27日(水)	33, 883	161, 148	58. 15%
5月28日(木)	21, 571	182, 719	65. 94%
5月29日(金)	54, 823	237, 542	85. 72%
5月30日(土)	0	237, 542	85. 72%
5月31日(日)	0	237, 542	85. 72%

※対象人口：277, 109人

5月22日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ(9)

[このページを印刷](#)[通常ページへ戻る](#)

登録日:2020年5月22日



市長の部屋

[新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ](#)[市長活動日記](#)[市長コラム](#)[市長対談](#)[定例記者会見](#)[施政方針・所信表明](#)[市長発言集](#)[市長のプロフィール](#)[市長交際費執行状況](#)[津市副市長略歴](#)

新型コロナウイルス感染症により市民生活や地域経済が大きな影響を受けたことから、市民生活がなるべく早く落ち着きを取り戻し、地域経済がもう一度元気になるよう、津市独自の3つの支援策を講じることとし、5月20日に臨時議会を招集して、その経費13億456万円を盛り込んだ補正予算を即日可決していただきました。

独自支援策の1点目、津市立の小中学校と幼稚園の給食費の無償化は、6月分、7月分、9月分の3か月分としますので、6月1日の給食再開日から無償となります。

また、教育委員会は、夏休み中に授業日を18日間設け、夏休みを実質的に8月1日から16日までに短縮することを本日発表いたしました。7月27日までと8月18日からの13日間は給食を実施いたします。もとも、8月分は給食費を徴収しておりませんので、8月の給食の費用には、4月分、5月分の給食費を充てることとします。9月までの給食費無償化終了後も、すでにお預かりした5月分の給食費で給食を提供することができますので、次に給食費をお支払いいただくのは10月後半分からとなります。

なお、久居中学校、西が丘小学校、桃園小学校は、改修工事のため夏の休みの休みは7月21日から8月16日までとなり、7月に授業日を設定できない分については、土曜日や冬休みなどを活用し、追加して授業を行います。給食費については、別途調整いたします。

また、本日、津市立の小中学校や幼稚園以外の0歳から15歳までのお子様、児童生徒にお届けする給食費相当分の子育て世帯家計支援金に関する事務を担当する総勢9名からなる推進チームを発足させました。今日から事務手続の検討を迅速に行います。

独自支援策の2点目、売上げが減少している事業者の皆様への支援である津市事業継続支援金については、5月25日から申請の受付を開始いたします。

提出していただく書類は、申請書のほか、支給要件の確認に必要な売上台帳などです。具体的には、(1)令和2年1月から対象月までの売上げを示した書類、(2)申請者名義の通帳の写し、(3)誓約書、(4)請求書と、法人については前年度の各月の売上状況を示した書類の写しと登記事項証明書の写し、個人事業者については前年の各月の売上状況を示した書類の写しと本人確認書類が必要となります。

申請書は、本日から津市ホームページでダウンロードできるほか、津市ビジネスサポートセンター、本庁舎7階の商業振興労政課、各総合支所地域振興課に設置している津市事業者向け相談窓口でもお受け取りいただけます。

提出先は、津市ビジネスサポートセンターとなりますので、郵送でお送りください。記載方法などご不明な点は、津市事業者向け相談窓口にお問い合わせいただければ、担当者が丁寧にご案内いたします。

独自支援策の3点目、すべての家計と事業者への支援である水道料金の基本料金無料化については、6月1日以降の検針日の料金から2カ月分を無料といたします。改めて申請していただく必要はありません。

次に、1人当たり10万円をお届けする特別定額給付金の状況についてお伝えいたします。

特別定額給付金の手続書類を、5月15日(金曜日)までに12万6,613通すべての世帯への発送を完了しました。昨日5月21日までに、その72パーセントに当たる9万1,615件のご返送をすでにいただきました。

現在、100名を超える職員が懸命に事務処理を行っており、封筒の開封、添付書類の確認、受付印とナンバリング、振込先口座などのデータ入力、間違いがないかどうかの読み合わせ、支払手続への移行という流れの中で、効率よく作業をこなしています。

書類に不備がありますと、どの添付書類が欠落しているか、どこが記載漏れかなどをお示ししながら、申請者の方にお手紙をお送りしています。返信用の封筒も同封してありますので、修正あるいは書類を追加していただき、再度ご返送をお願いいたします。

振り込みは毎日行っており、連日1万件近いペースで支払処理を進めています。昨日5月21日に市役所に届いた申請書は7,209通、この日振込手続きを行った数は8,077件と、届く申請書の数を上回るペースで支払処理を進めています。

職員は、1日も早く、市民の皆さまのもとに10万円をお届けできるよう、必死になって頑張っています。申請をしたけれど、まだ振り込まれていないという方、あと数日のご猶予をいただきますようご理解のほどお願いいたします。

津市長 前菜 泰幸

関連ページ

[5月14日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ\(8\)](#)

[5月11日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ\(7\)](#)

[5月1日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ\(6\)](#)

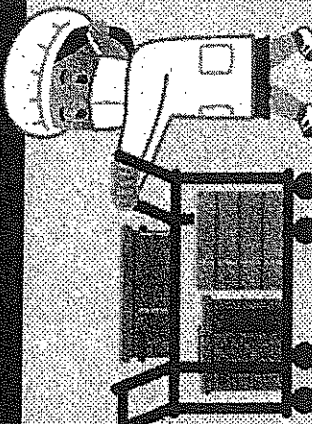
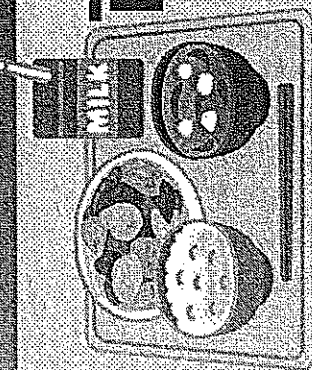
[4月22日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ\(5\)](#)

[4月18日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ\(4\)](#)

[4月16日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ\(3\)](#)

[4月13日発表 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業について 教育長メッセージ・市長メッセージ\(2\)](#)

[4月10日発表 新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ\(1\)](#)



市立幼稚園の給食費の取り扱い

～給食費の3か月無償化～

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
徴収済 【一部支払】	未徴収 (給食なし)	無償	無償	夏季休業	無償	4月分充当 (不足分徴収)	徴収

次の給食費の徴収は10月後半分からです。

※給食未実施の市立幼稚園に在籍する園児には給食費相当額の支援金を交付します。

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 1 日

各部(局・室)庶務担当課長 様
各総合支所地域振興課長 様

財産管理課長

市施設における換気の方法について（通知）

このことについて、厚生労働省が、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解で示されたクラスター感染発生リスク要因の一つである「換気の悪い空間」を改善するための換気の方法を推奨していることを踏まえ、別添の「市施設における換気の方法について」を作成しましたので、通知いたします。

各施設の管理担当におかれましては、本通知を踏まえて十分な換気を行い、より適切な施設環境づくりに努めていただきますようお願いいたします。

事務担当 政策財務部 財産管理課
電話番号 2 2 9 - 3 1 2 5

市施設における換気の方法について

1 国が推奨する換気の方法

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解で示されたクラスター感染発生リスク要因の一つである「換気の悪い空間」を改善するための「推奨される換気の方法」を公表しています。

それによると、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に定める特定建築物（延べ床面積が3,000㎡以上の建築物（本庁舎等））については、同法における空気環境の調整に関する基準（二酸化炭素の室内濃度基準（1,000ppm以下）等。以下「環境基準」という。）に従って当該建築物を維持管理しなければならないとされており、環境基準に適合していれば、必要換気量（一人当たり毎時30㎡）が確保されていることとなり、その場合「換気が悪い空間」には当たらないという見解を示した上で、「機械換気」と「窓の開放による方法」を推奨しています。

また、特定建築物以外の施設については、環境基準に従って維持管理するよう努めなければならないとされています。

2 本庁舎における換気

(1) 現在の換気状況

特定建築物に該当する本庁舎における機械換気（空気調和設備）について、環境基準に適合させるために空調風量の10%を外気から導入し、90%を環気循環に使用しており、2か月ごとに実施している本庁舎内の空気環境調査による二酸化炭素の室内濃度の測定値によれば、冷房稼働期である昨年8月における最高値は691ppm（令和元年度における測定値の平均値は703ppm）で、環境基準に適合しており、空気調和設備の系統別の必要換気量（一人当たり毎時30㎡）の水準は、概ね確保されています。

(2) 今後の換気の方法

本庁舎の機械換気（空気調和設備）においては環境基準に適合していますが、ご来庁者の方が、より安全かつ安心してご利用いただくために、機械換気と併せて、室内温度を考慮しつつ定期的に窓の開放（目安として1時間に2回以上、1回当たり数分間程度の窓の開放）による自然換気を行うこととします。窓の開放による自然換気は、一般的に機械換気よりも大きな換気量が期待できるとされており、二方向の窓を開けるなど換気効率を考慮した自然換気を行い、より良い空気環境を確保することとします。

3 本庁舎以外の施設の換気

本庁舎以外の施設で特定建築物に該当する施設は、本庁舎の例により、環境基準に適合するための機械換気と、窓の開放による自然換気を行い、より良い空気環境を確保することとします。

また、特定建築物に該当しない施設については、環境基準に従って維持管理するよう努めなければならないとされていることから、機械換気が可能な施設にあつては、特定建築物に該当する施設の換気の方法に準じて換気を行うこととし、機械換気ができない施設にあつては、対角線上の窓開けや扇風機の使用など換気効率を考慮した自然換気を行い、より良い空気環境を確保することとします。

【換気方法の例】

(1) 機械換気による方法

空気調和設備や機械換気設備（換気扇等）を設置している施設は、これらの設備を活用するとともに、定期的に(2)の自然換気を行うこと。

(2) 自然換気による方法（窓を開けて行う換気）

ア 1時間に2回以上、1回当たり5分程度、窓を開ける。その際、対角線上の2か所以上の窓を開けて空気の通り道をつくる。

イ 部屋に窓が1つしかない場合又は窓がない場合は、部屋の出入口のドアを開けて、扇風機等を使用して、部屋の中の空気を外に流す。

(3) その他

冷暖房設備（エアコン）は、部屋の中の空気を吸い込み、その空気を冷却するなどした後、部屋の中に戻すため、ほとんどのエアコンでは換気はできないことから、自然換気を十分に活用すること。

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 1 日

各小中学校長 様
義務教育学校長 様
各幼稚園長 様

津市教育委員会事務局
教育総務課 経理指導担当副参事

学校及び幼稚園における空調設備運用と換気の方法について
(通知)

このことについて、学校における新型コロナウイルス感染症対策を図るため、文部科学省から発出されました『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～』を踏まえ、安全に安心して学校（園）生活を送ることができるよう、別添のとおり「学校における空調設備の運用と換気の方法について」を作成しましたので、通知いたします。

また、幼稚園におかれましても、別添の空調設備の運用と換気方法に基づき、御対応いただきますようお願いいたします。

本通知に基づき、空調設備の運用と十分な換気を行い、各学校・幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

事務担当 教育委員会事務局
教育総務課経理指導担当
電話番号 229-3241

学校における空調設備の運用と換気の方法について

1 空調設備の運用について

(1) 現在の運用

津市小・中・義務教育学校空調設備運用指針に基づき、夏季（7月～9月）、冬季（12月～3月）を基本として運用しています。

また、上記期間外であっても、運転判断基準として、夏季においては室内温度が28℃を超える場合、又は不快指数が75を超える場合、冬季においては室内温度が15℃を下回る場合は、空調設備の運用を可能としています。

さらに、扇風機を活用して、冷気及び暖気を室内全体に効率よく循環させることとしています。

(2) 今後の運用

令和2年5月22日付け、文部科学省から発出された『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～』では、エアコンは、室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気が必要であることや気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに2方向の窓を同時に開けて行うことが示されていること、また健康を保護する上で維持されることが望ましい温度の基準として室内温度が17℃以上、28℃以下であることが望ましいことが示されていることを踏まえて、各教室の室内温度に応じて設定温度1℃から3℃の範囲で柔軟に対応できることとします。

また、設定温度の変更だけでなく、引き続き、扇風機も活用して冷気及び暖気を効率よく循環させることとします。

さらに、熱中症対策として、児童生徒が登校後、入室時にクールダウンできる環境を整えるため、早めに空調設備を稼働することとします。

なお、学校によって、児童生徒の登校時間には違いがあるため、稼働開始時間については、各学校の判断で稼働できることとします。

2 換気について

(1) 現在の換気の方法

学校環境衛生基準により、教室内の二酸化炭素濃度が1,500ppm以下となるよう換気を行うよう示されており、その維持を図るため、休み時間は窓を開放し、授業中でも、換気が必要と判断した場合は、随時、窓

を開け換気を行っています。

(2) 今後の換気の方法

『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～』を踏まえ、換気については、休み時間ごとに数分間、窓を全開にして自然換気を行い、授業中は、適宜、対角線上に2方向の窓を開けるとともに、補助的に扇風機を使用して教室内の換気を行うこととします。

津市主催イベントの中止・延期情報

このページを印刷

通常ページへ戻る

更新日: 2020年5月28日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、津市主催のイベントを中止または延期しています。

中止または延期決定から間もないイベントは、以下の一覧の情報更新に間に合わず未掲載となる恐れも考えられます。特に開催日時が直近のイベントは、念のためイベント主催者である担当部署または会場施設管理者へ確認をお願いします。

中止または延期が決定したイベント一覧(PDF/499KB)(293件) 令和2年5月28日9時時点

注: イベント毎の詳細は、イベント一覧に記載の担当部署へお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症にかかる津市主催のイベントの開催判断の考え方について

政府の基本的対処方針や、三重県主催のイベントの開催基準および津市を取り巻く新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、令和2年2月27日に新型コロナウイルス感染症に係る津市主催イベントの開催基準を整理しました。

その後も、新型コロナウイルス感染症の感染状況や、政府の基本的対処方針、三重県の開催基準の変更等を踏まえて、随時、変更してきましたが、令和2年5月25日に政府から緊急事態解除宣言が発出され、政府の方針や三重県の基準が変更されたことから、同月26日付けで津市主催イベントの開催判断の考え方を次のとおり見直しました。

基本的な考え方

- ・ 不特定の方が集まるイベントは、感染リスクが高いことから、中止または延期とします。
- ・ 参加者が特定できる場合においても、感染防止対策を十分に講じることができない場合は、中止または延期とします。
- ・ 全国的な人の移動を伴うイベント(スポーツの試合等)は、6月18日まで中止または延期とします。6月19日以降は、まずは無観客での開催とします。7月10日以降は、別表1の規模(参加人数)、収容定員に係る人数割合および人と人との距離に係る要件により開催の可否を判断します。
- ・ 5月31日までは、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県で開催するイベントは、中止または延期とします。なお、その他の府県での開催については、当該府県のイベント開催および移動に関する方針に留意し、慎重に検討するものとします。
- ・ 6月1日から6月18日までは、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県でイベント開催については、当該都道府県のイベント開催及び移動に関する方針に留意し、慎重に検討するものとします。

なお、イベント開催の可否を判断するに当たっては、別表1を目安とし、

- ・ 屋内であれば、参加人数が収容定員の半分以下であること。
- ・ 屋外であれば、人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)

かつ、以下の感染防止対策を徹底の上、実施することとします。

別表1

期間		屋内	屋外
5月26日から 6月18日まで	参加人数	100人以下	200人以下
	収容率等	50パーセント以内	十分な間隔
6月19日から 7月9日まで	参加人数	1,000人以下	
	収容率等	50パーセント以内	十分な間隔
7月10日から 7月31日まで	参加人数	5,000人以下	
	収容率等	50パーセント以内	十分な間隔

注: 8月1日以降の取り扱いについては、国や三重県の方針に基づき検討します。

開催する場合の感染防止対策

津市が主催するイベントを実施する場合は、以下の感染防止対策を徹底することとします。

参加者に注意事項を事前に周知すること

- ・ 5月31日までは、県外にお住まいの方は、感染防止の観点から、参加について今一度検討いただき、控えていただくようお願いします。
- ・ 6月1日から6月18日までは、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県にお住まいの方は、当該都道府県の移動に関する方針に十分留意し、慎重に対応していただくようお願いします。
- ・ 感染拡大している国への訪問歴が14日以内にある方は参加できません。
- ・ 発熱や咳等の風邪症状がみられる方は参加できません。
- ・ 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加をご遠慮いただくようお願いします。
- ・ 参加したイベントで感染が発生した場合、保健所などの聞き取りにご協力ください。

感染防止対策を徹底すること

- ・参加者へ手洗いの推奨を行うこと。
- ・(1)密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、(2)密集場所(多くの人が密集している)、(3)密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発生が行われる)という3つの条件(3つの「密」)の回避や、人と人との距離を確保するための対応策を講じること。
- ・密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が行われないようにすること。
- ・その他、適切な感染防止対策(入場者の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発生等を伴う催物にあつては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等)を講じること。
- ・感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの前後や休憩時間等の交流等を極力控えるよう参加者に対して呼び掛けること。

その他

当該新型コロナウイルス感染症に係る津市主催イベントの開催判断の考え方は、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況等により適宜見直すこととします。

また、政府による緊急事態宣言により再び三重県が緊急事態措置を実施すべき区域となり、三重県知事が当該措置を講じた場合は、その内容に基づき迅速にイベントの中止・延期の対応を行うこととします。

このページに関するお問い合わせ先

危機管理部 危機管理課
電話番号:059-229-3281
ファクス:059-223-6247
お問い合わせフォーム

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 資料
 ■新型コロナウイルス感染症にかかる相談件数 令和2年5月21日 17:15

①市民生活相談案内窓口（危機管理課）

月 日	1F窓口	8F窓口	電話	メール	小計
4月 9日(木)	16	2	16	0	34
4月10日(金)	25	2	39	0	66
4月13日(月)	26	0	48	1	75
4月14日(火)	25	1	30	0	56
4月15日(水)	21	2	23	2	48
4月16日(木)	17	1	20	0	38
4月17日(金)	12	0	23	0	35
4月20日(月)	25	4	47	0	76
4月21日(火)	14	1	54	0	69
4月22日(水)	20	3	39	0	62
4月23日(木)	5	0	53	1	59
4月24日(金)	21	0	58	2	81
4月27日(月)	43	0	95	0	138
4月28日(火)	37	2	60	4	103
4月30日(木)	34	3	103	0	140
5月1日(金)	33	2	105	1	141
5月7日(木)	47	5	156	12	220
5月8日(金)	40	2	124	0	166
5月11日(月)	43	9	82	6	140
5月12日(火)	67	12	54	5	138
5月13日(水)	69	4	81	0	154
5月14日(木)	120	12	62	11	205
5月15日(金)	249	4	88	5	346
5月18日(月)	422	4	86	11	523
5月19日(火)	85	2	47	5	139
5月20日(水)	121	5	38	5	169
5月21日(木)	69	4	44	7	124
5月22日(金)	71	2	31	5	109
5月25日(月)	59	0	64	5	128
5月26日(火)	60	1	38	3	102
5月27日(水)	49	1	35	2	87
5月28日(木)	45	0	29	0	74
5月29日(金)	48	0	36	1	85
合 計	2,038	90	1,908	94	4,130

②事業所向け相談窓口（商業振興労政課）

月 日	窓口	電話	小計
4月合計	458	145	603
5月1日(金)	30	11	41
5月2日(土)	38	9	47
5月3日(日)	32	4	36
5月4日(月・祝)	18	3	21
5月5日(火・祝)	12	2	14
5月6日(水・祝)	7	2	9
5月7日(木)	33	10	43
5月8日(金)	47	3	50
5月11日(月)	45	15	60
5月12日(火)	46	8	54
5月13日(水)	28	11	39
5月14日(木)	32	15	47
5月15日(金)	27	6	33
5月18日(月)	52	14	66
5月19日(火)	40	14	54
5月20日(水)	19	12	31
5月21日(木)	46	21	67
5月22日(金)	41	12	53
5月25日(月)	40	18	58
5月26日(火)	36	17	53
5月27日(水)	21	12	33
5月28日(木)	29	17	46
5月29日(金)	36	15	51
5月合計	755	251	1,006
合 計	1,213	396	1,609

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた

『三重県指針』ver.2

～県民の皆様へ 命と健康を守るために～

令和2年5月26日

三重県

はじめに

5月25日(月)、政府は、特定警戒都道府県として指定されていた北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の5都道県の緊急事態宣言を解除しました。これにより、4月7日(火)の7都府県への発令から始まった国内史上初の緊急事態宣言は、ようやく全て解除されたこととなります。

県内においては、1月30日に第1例目の感染者が確認された後、4月24日までに計45名の新規感染症発生がございましたが、皆様の移動自粛や休業要請へのご協力もあり、4月25日以降の1カ月間は0件となっております。ここに改めて、県民の皆様や事業者の皆様、ご来訪を控えていただいた県外の皆様、また、県内の医療機能や社会基盤をお支え頂いている、医療関係者の皆様、市町や関係団体の皆様に、心から感謝を申し上げます。

国内の感染状況は、4月上中旬の全国的な感染拡大の進行が見られた頃と比較すれば大幅な改善傾向にあります。政府は『新しい生活様式』の定着等を前提として、一定の移行期間を設け、移動自粛やイベント開催の基準等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく方針を示しました。

県においてもこれをふまえ、5月15日からお示ししてきた指針を見直し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver.2」を取りまとめました。

本指針は、県民の皆様、事業者等の皆様に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、『新しい生活様式』の定着を目指す、地道で息の長い取組の実践をお願いするものであることから、終期は敢えて設定いたしません。第二波の到来など感染状況の悪化、またはワクチンや特効薬開発のような事態の好転など、新型コロナウイルス感染症を巡る状況に変化があった場合には、適宜本指針を見直していくこととします。

今からおよそ100年前に世界中で猛威を振るった“スペイン風邪”の教訓に鑑みれば、今回の新型コロナウイルス感染症においても、第二波は起こり得るものと想定せざるを得ません。感染症に強い『新しい生活様式』を暮らしの中に取り入れていくことで、第二波、第三波の発生を可能な限り抑制するとともに、万が一発生したとしても最小限の規模にまで抑え込む、“命と経済”が両立した全く新しい“みえ”の未来を協創することができます。

引き続き、「オール三重」で丸となって連携し、取り組んでいくことが重要となりますので、何卒お力添えをいただきますようお願いいたします。

令和2年5月26日
三重県知事 鈴木 英敬

1. 『新しい生活様式』を取り入れた感染防止対策の徹底について

(1) 感染防止対策の基本的な考え方

- 皆様ご自身、大切な家族や友人の“命と健康”を守るためには、まずは感染予防を行ったうえで“持ち込まないこと”“広げないこと”が大切です。
- 一人の人から多くの人に感染を拡大させるおそれがあることから、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間である「三つの『密』」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避、人と人との一定の距離（2m程度。以下「ソーシャル・ディスタンス」）を保つことが重要です。
- 新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であると考えられていることから、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。

(2) 『新しい生活様式』の定着と、『人との接触を8割減らす、10のポイント』

- 新型コロナウイルス感染症との長丁場の戦いを乗り切るため、政府専門家会議で示された「人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける」、「会話をする際は、可能な限り真正面を避ける」、「買い物は、1人又は少人数ですいた時間に」などの『新しい生活様式』及び『人との接触を8割減らす、10のポイント』を取り入れ、感染症に強い生活様式を定着させてください。詳細は「【別添】参考資料1」をご確認ください。

(3) 移動に関する感染防止対策

①県民の皆様へ

【5月26日から5月31日まで】

- 県外への不要不急の移動（帰省や旅行等）をお控えいただくようお願いいたします。

- 県内の移動については、これまでクラスターが発生しているような場所や、「三つの『密』」のある場所への外出をお控えいただくようお願いいたします。

【6月1日から6月18日まで】

- 5月25日の緊急事態宣言解除前の特定警戒都道府県（北海道、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県）への不要不急の移動（帰省や旅行等）をお控えいただくようお願いいたします。

- 上記以外の府県や県内の移動にあたっては、『新しい生活様式』を心掛けた行動をお願いいたします。

【6月19日から】

- 県外、県内を問わず移動にあたっては、『新しい生活様式』を心掛けた行動をお願いいたします。

②県外にお住まいの皆様へ

【5月26日から5月31日まで】

○三重県への不要不急の移動（帰省や旅行等）をお控えいただくようお願いいたします。

【6月1日から6月18日まで】

○5月25日の緊急事態宣言解除前の特定警戒都道府県（北海道、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県）にお住まいの方は、三重県への不要不急の移動（帰省や旅行等）をお控えいただくようお願いいたします。

【6月19日から】

○お住まいの都道府県の移動に関する方針にご留意いただくとともに、『新しい生活様式』を心掛けた行動をお願いします。

（4）イベントにおける感染防止対策

① イベントの開催

○催物等の開催にかかる参加人数、収容率等の要件については、下表を目安とします。

期間		屋内	屋外
5月26日から	参加人数	100人以下	200人以下
6月18日まで	収容率 ¹ 等	50%以内	十分な間隔 ²
6月19日から	参加人数	1,000人以下	
7月9日まで	収容率等	50%以内	十分な間隔
7月10日から	参加人数	5,000人以下	
7月31日まで	収容率等	50%以内	十分な間隔

※参加人数と収容率等の両方の要件を満たす必要があります

※8月1日以降の取扱いについては、国の方針に基づき検討

○催物の規模に関わらず、「三つの『密』」が発生しない席の配置や、人と人との距離の確保、マスクの着用等基本的な感染防止対策を講じるようお願いいたします。

○イベントの前後や休憩時間などの交流の場は感染拡大のリスクを高める可能性があることから、控えるようお願いします。

○全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）については、
・6月18日までは、中止又は延期していただくようお願いします。
・6月19日から7月9日までは、無観客での開催をお願いします。
・7月10日からは、上記の参加人数や収容率等の要件により開催するようお願いします。

¹ 「収容率」とは、「参加人数÷収容定員」を指します。

² 「十分な間隔」とは、人と人との距離を十分確保できる間隔（できれば2m）を指します。

② 祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催

- 地域で行われる盆踊り等、人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、(4)①にかかわらず、適切な感染防止対策（発熱や感冒症状がある者の参加自粛、「三つの『密』」の回避、行事の前後の「三つの『密』」の生ずる交流の自粛等）を講じたうえで開催していただくようお願いします。
- ただし、6月18日までは、屋内にあっては、参加人数を100人以下かつ収容定員の半分以上としてください。また、屋外にあっては、参加人数を200人以下とし、かつ人と人との距離を十分に確保できる(できるだけ2m)ようにしてください。
- 全国的に参加が見込まれる行事や、参加者や見物人の移動を伴う行事など、参加者の把握が困難なものについては、中止をご検討ください。

③ イベントの開催にかかる留意点

- 密閉された空間において大声での発声や、歌唱や声援、近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等の開催にあたっては、上限人数や収容率等に関わらず、より慎重に検討いただくようお願いいたします。
- 参加者名簿の作成による連絡先の把握や、スマートフォンを活用した接触確認アプリの導入は、接触率の低減や感染の拡大防止に寄与するとされていますので、実施について検討をお願いいたします。

(5) 事実に基づく冷静な対応

- 感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながります。
- 県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、勇気をもって情報公開された感染患者様やそのご家族、患者様が所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- 仕事や通院等やむを得ない理由で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないよう十分な配慮をお願いします。
- SNS等による事実ではない誤った情報が拡散されることにより、本来十分に供給が賄えている物資の買占めなどが起こり、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生していることから、根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はなされないようご協力ください。

2. 感染防止対策と社会経済活動維持の両立について(県内事業者様へ)

- 感染防止対策として咳エチケットや手洗い、消毒等の徹底に加え、「三つの『密』」の回避、ソーシャル・ディスタンスの確保等のご協力をお願いします。
- 休業要請は行いませんが、感染防止対策の徹底に際し、業種や施設の種別に応じた感染拡大予防ガイドライン等を作成し、従業員に周知徹底のうえ実践するとともに、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開、店舗内に掲示することで周知するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようご協力をお願いします。
ガイドライン等作成にあたっては「【別添】参考資料2」もご確認ください。
- これまでクラスターが発生しているような施設(接待を伴う飲食業、ライブハウス、カラオケ、スポーツジム等)については、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践を、強くお願いします。
- 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤、オンライン会議等のツールの活用等、「三つの『密』」の回避、接触機会の低減を図り、感染防止対策と社会経済活動維持の両立に資する働き方改革推進の協力をお願いします。
- 国において導入が検討されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは感染の拡大防止に寄与するとされていますので、導入についてご検討をお願いします。

3. 感染拡大の第二波発生に備えて

○感染拡大の第二波発生により再び県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかることを防ぐため、PCR検査件数やPCR検査陽性率、新規感染事例数、新規感染者数、感染経路不明者数、入院患者数等を指標として、引き続きモニタリングを行います。

感染が大幅に拡大した4月中旬と同様の状況が生じる予兆を察知した場合は、直ちに感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく措置等を視野に入れた対応を検討します。対策を実施する際には、ご理解とご協力をお願いいたします。

【判断基準となる主な指標とその目安】

指標	水準	期間
新規感染事例数（※）	3	直近 5日間
新規感染者数	10	
入院患者数	20	

※ 新規感染事例数：1名の感染者の濃厚接触者から複数の感染があった場合も、全体を1事例として計上します。

【別添】参考資料1

『新しい生活様式』の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ☐ 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「3密」の回避（密着、密接、密閉）
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ませ
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離がオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中。おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひるびると
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

※新型コロナウイルス感染症対策専門家会議資料より抜粋

『人との接触を8割減らす、10のポイント』

- (1) ビデオ通話でオンライン帰省
- (2) スーパーは1人又は少人数ですいている時間に
- (3) ジョギングは少人数で 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- (4) 待てる買い物は通販で
- (5) 飲み会はオンラインで
- (6) 定期受診は間隔を調整 診療は遠隔診療
- (7) 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- (8) 飲食は持ち帰り、宅配も
- (9) 仕事は在宅勤務 通勤は医療・インフラ・物流など社会機能維持のために
- (10) 会話はマスクをつけて

【別添】参考資料2

適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来訪者の入場を制限
「三つの『密』」 (密閉・密集・密接)の防止	換気を行うこと(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開けること)
	人と人との距離を適切にとること(利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	密集する会議の中止(対面による会議を避け、オンライン会議を活用)
	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	長時間の密集を避けること(利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等)
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	店舗、事務所内の定期的な消毒(複数人が触る箇所の消毒)
移動時における感染の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	従業員の出勤者数の制限(テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	出張の中止(オンライン会議などを活用)、来訪者数の制限

上記の取組に加え、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成し、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

業種や施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）の一例

※これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要。

1. 共通事項

- ・人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）する。
- ・感染防止のための入場者の整理を行う。（密にならないように対応。発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入場制限を含む。）
- ・入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
- ・マスクを着用する。（従業員及び入場者に対する周知する。）
- ・施設の換気を行う。（2つ以上の窓を同時にあけるなどの対応も考えられる。）
- ・施設の消毒を行う。

（症状のある方の入場制限）

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限することもある。）
- ・業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いには十分注意しながら、入場者等の名簿を適切に管理する。

（接触感染対策）

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど、特段の対応を図る。
- ・人と人とが対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置する。
- ・ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。
- ・こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

（トイレ）

- ・便器内は通常の清掃で良いが、不特定多数が接触する場所は清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは常時換気することに努める。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ごみの廃棄)

- ・鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・市販されてる界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・不特定多数が触れる箇所（テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタンなど）は、始業前後等に清拭消毒する。

(その他)

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。

2. 遊技施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

3. 商業施設・対人サービス業等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・マスクを着用していない客と直接接する対人サービス業の従業員については、マスクと目の防護具（フェイスガード等）の装着や消毒を実施する。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

4. 劇場、集会・展示施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

5. 博物館等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

6. 食事提供施設等

- ・個室など定員が決まっているスペースについて、定員人数の半分の利用とする。
- ・座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空ける、真正面の席を避けるなど、「三つの『密』」の環境を排除する。
- ・接客時等におけるマスク着用（マスクを着用していない客と直接接する場合は、目の防護具（フェイスガード等）も装着）、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食事提供を自粛する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底する。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。
- ・酒類の提供時間についても配慮する。

7. 運動施設、公園等

- ・マスク着用の上、人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・ロッカー、シャワー等の屋内共用施設においては、必要に応じて利用人数を制限するなど、「三つの『密』」の環境を排除する。

感染防止対策実施中

新型コロナウイルス感染防止のための
取組を行っています。

ご理解・ご協力をお願いします。

- 「三つの『密』」（密集・密接・密閉）の回避
- 従業員のマスク着用
- 定期的な換気の実施
- 店舗内の消毒の実施 など



感染防止対策を行いながら営業しています。

取組の詳細については、店内備え付けのガイドラインでご確認いただけます。

〇〇商店



新型コロナウイルス感染症特別定額給付金

5月中に237億5,420万円(85.72%)
を振込完了! / 給付事務体制の再編



申請書類の内容点検作業



データ入力作業

令和2年6月1日

申請書の返送状況推移① 5月11日～24日まで

日 付	返送件数(通)	累計返送件数(通)	返送率※
5月11日(月)	14	14	0.01%
5月12日(火)	560	574	0.45%
5月13日(水)	4,895	5,469	4.32%
5月14日(木)	4,509	9,978	7.88%
5月15日(金)	8,200	18,178	14.36%
5月16日(土)	4,542	22,720	17.94%
5月17日(日)	7,617	30,337	23.96%
5月18日(月)	21,299	51,636	40.78%
5月19日(火)	22,317	73,953	58.41%
5月20日(水)	10,453	84,406	66.66%
5月21日(木)	7,209	91,615	72.36%
5月22日(金)	4,671	96,286	76.05%
5月23日(土)	3,375	99,661	78.71%
5月24日(日)	1,794	101,455	80.13%

※発送件数:126,613通

申請書の返送状況推移② 5月25日～5月31日

※発送件数: 126, 613通

日 付	返送件数(通)	累計返送件数(通)	返送率※
5/11 ～ 5/24		101, 455	80. 13%
5月25日(月)	1, 465	102, 920	81. 29%
5月26日(火)	2, 883	105, 803	83. 56%
5月27日(水)	1, 828	107, 631	85. 01%
5月28日(木)	1, 475	109, 106	86. 17%
5月29日(金)	1, 201	110, 307	87. 12%
5月30日(土)	894	111, 201	87. 83%
5月31日(日)	633	111, 834	88. 33%

「あて所に尋ねあたりません」などとして、以下の理由等で届かなかった申請書については、対象世帯から転送の連絡をいただくなどして随時発送中

- ☑ 転居したが、住民票の住所変更を行っていない
- ☑ 転送期間が過ぎている
(郵便局の転送期間は届出日から1年間)
- ☑ 表札に氏名が掲示されていない など

お手元に届かない場合は

「新型コロナウイルス感染症
特別定額給付金等推進室」
給付金専用相談窓口
(コールセンター)へ
ご連絡ください

059-229-3574

給付金の振込状況推移【世帯】① 5月11日～24日まで

日 付	振込件数(世帯)	累計振込件数(世帯)	振込率※
5月11日(月)	863	863	0.68%
5月12日(火)	132	995	0.79%
5月13日(水)	185	1,180	0.93%
5月14日(木)	209	1,389	1.10%
5月15日(金)	1,006	2,395	1.89%
5月16日(土)	0	2,395	1.89%
5月17日(日)	0	2,395	1.89%
5月18日(月)	2,332	4,727	3.73%
5月19日(火)	2,457	7,184	5.67%
5月20日(水)	6,040	13,224	10.44%
5月21日(木)	9,558	22,782	17.99%
5月22日(金)	8,077	30,859	24.37%
5月23日(土)	0	30,859	24.37%
5月24日(日)	0	30,859	24.37%

※発送件数:126,613世帯

給付金の振込状況推移【世帯】② 5月25日～5月31日

※発送件数:126,613世帯

日 付	振込件数(世帯)	累計振込件数(世帯)	振込率※
5/11 ～ 5/24		30,859	24.37%
5月25日(月)	9,452	40,311	31.84%
5月26日(火)	14,510	54,821	43.30%
5月27日(水)	14,788	69,609	54.98%
5月28日(木)	9,709	79,318	62.65%
5月29日(金)	25,591	104,909	82.86%
5月30日(土)	0	104,909	82.86%
5月31日(日)	0	104,909	82.86%



給付作業状況

※5月31日現在

	郵送申請 (世帯)	オンライン申請 (世帯)	合計(世帯)
申請件数(A)	111,834	3,011	114,845
振込済み件数(B)	102,284	2,625	104,909
不備件数(C) 本人確認資料の 添付無しなど	2,578	284	2,862
無効件数(D) 重複申請など	—	91	91
処理中の件数 (A-B-C-D)	6,972	11	6,983

給付金の給付状況推移【人口】①

5月11日～24日まで

日 付	給付数(人口)	累計給付数(人口)	給付率※
5月11日(月)	2, 225	2, 225	0. 80%
5月12日(火)	327	2, 552	0. 92%
5月13日(水)	420	2, 972	1. 07%
5月14日(木)	476	3, 448	1. 24%
5月15日(金)	2, 439	5, 887	2. 12%
5月16日(土)	0	5, 887	2. 12%
5月17日(日)	0	5, 887	2. 12%
5月18日(月)	5, 362	11, 249	4. 06%
5月19日(火)	5, 731	16, 980	6. 13%
5月20日(水)	13, 806	30, 786	11. 11%
5月21日(木)	21, 200	51, 986	18. 76%
5月22日(金)	18, 507	70, 493	25. 44%
5月23日(土)	0	70, 493	25. 44%
5月24日(日)	0	70, 493	25. 44%

※対象人口:277, 109人

給付金の給付状況推移【人口】② 5月25日～5月31日

※対象人口:277, 109人

日 付	給付数(人口)	累計給付数(人口)	給付率※
5/11 ～ 5/24		70, 493	25. 44%
5月25日(月)	22, 229	92, 722	33. 46%
5月26日(火)	34, 543	127, 265	45. 93%
5月27日(水)	33, 883	161, 148	58. 15%
5月28日(木)	21, 571	182, 719	65. 94%
5月29日(金)	54, 823	237, 542	85. 72%
5月30日(土)	0	237, 542	85. 72%
5月31日(日)	0	237, 542	85. 72%

5月31日時点で、**237, 542人**
(給付率85. 72%)の給付が完了
給付額合計: **237億5, 420万円**

これまでの給付事務体制

4月22日(水)

新型コロナウイルス感染症
特別定額給付金等推進室を設置

12名

5月11日(月)

特別定額給付金等推進室での給付作業に係る
各業務の現場担当責任者として辞令発令

15名

5月13日(水)

～

5月29日(金)

開封整理、内容点検、データ入力など各業務担当

- 会計年度任用職員 最大時 107名
- 業務応援職員(勤務時間内) 最大時 41名
- 業務応援職員(夜間・土・日) 最大時 65名

●新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口での受付業務 8名

各所属からの応援により、最大時218名体制(5月22日^金)で

職員が総力を挙げて、迅速かつ的確に給付作業を遂行

新たな給付事務体制へ

6月1日(月)～

特別定額給付金等推進室の給付事務体制を
職員27名 ⇒ 22名へ再編

第2フェーズの給付事務へ

- 通常の給付業務(到着した申請書の給付までの処理)
- 上記以外の給付関連業務

- ☑ 申請書返戻分の対応
- ☑ 施設入所者等の申請手続き
- ☑ 未申請者へ周知・呼び掛け など

申請締切日
8月12日(水)

お早めに
申請を!

新型コロナウイルス感染症
特別定額給付金等推進室 給付金専用相談窓口

059-229-3574

子育て世帯家計支援事業

**子育て世帯家計支援金の
申請書を本日から送付開始**

令和2年6月1日

子育て世帯家計支援事業

基準日

令和2年6月1日

対象児童

支援内容

①市立小中学校・義務教育学校68校、市立幼稚園（給食実施園）11園に在籍する児童・生徒

給食費無償化（3か月分）

②私立小学校3校、県立学校（小学部）7校、国立小学校3校に在籍する児童

支援金12,900円を交付

③私立中学校20校、県立学校（中学部）7校、国立中学校2校に在籍する生徒

支援金14,400円を交付

④市立幼稚園（給食未実施園）12園、県立学校（幼稚部）1園、私立・国立幼稚園14園に在籍する児童

⑤保育所44園、認定こども園20園（公立・私立）に在園する児童

支援金12,000円を交付

⑥認可外保育施設を利用する児童・未就園児

給食費無償化の流れ①(発表済み)

市立幼稚園(給食実施園)・小中学校・義務教育学校の給食費無償化

市から直接幼稚園・小中学校の給食会計に交付



保護者の支払い・申請の手続きは一切不要



6月・7月・9月の給食費は無償



小中学校の保護者からお預かりした4月・5月分の給食費は、8月分、10月前半分に充当することにより、次の徴収は10月後半分からです。

支援金の交付までの流れ②③④

市立幼稚園(給食未実施園)、私立・県立・国立幼稚園、小中学校の在籍児童等を対象とする支援金交付

6月1日

幼稚園・小中学校へ申請書を配付

市外幼稚園・小中学校の
在籍児童等の保護者へは、
申請書を直接郵送

幼稚園・小中学校から該当保護者へ配付

保護者は申請書を同封の封筒で返信(切手不要)※市立幼稚園は園への提出

支援金の
振込

提出された申請書の内容を確認し、概ね1～3週間程度で指定口座に次のとおり支援金を振込

私立・県立・国立小学校 12,900円

私立・県立・国立中学校 14,400円

市立幼稚園(給食未実施園)、私立・県立・国立幼稚園 12,000円

申請期間

令和2年9月30日まで

支援金の交付までの流れ⑤

保育所、認定こども園に在園する児童を対象とする支援金交付

6月1日

保育所、認定こども園へ申請書を送付

在園する保育所、認定こども園で申請書を受取り

保護者は申請書を同封の封筒で返信(切手不要)
(市立保育所、市立認定こども園については園へ提出)

支援金の振込

提出された申請書の内容を確認し、概ね1～3週間
程度で指定口座に**支援金12,000円**を振込

申請期間

令和2年9月30日まで

支援金の交付までの流れ⑥

- 認可外保育施設を利用している児童を対象とする支援金交付
- 未就園児(家庭保育されている児童)を対象とする支援金交付

6月15日

申請書を対象児童の保護者住所へ郵送

保護者は申請書を同封の封筒で返信(切手不要)

支援金の振込

提出された申請書の内容を確認し、概ね1～3週間
程度で指定口座に**支援金12,000円**を振込

申請期間

令和2年9月30日まで

お問い合わせ先

**保育所・認定こども園に在園する児童、
認可外保育施設を利用している児童、
未就園児への支援金について**

健康福祉部子育て推進課
電話番号 059-229-3152
(子育て世帯家計支援担当)

**市立幼稚園(給食実施園)、市立小中
学校・義務教育学校に在籍する児童・
生徒への給食費無償化について**

教育委員会事務局教育総務課
電話番号 059-229-3246
(給食担当)

**市立幼稚園(給食未実施園)、私立・
国立幼稚園、私立小中学校、県立学
校・国立小中学校に在籍する児童・生
徒への支援金について**

教育委員会事務局学校教育課
電話番号 059-229-3391
(幼稚園に関すること)
電話番号 059-229-3245
(小中学校に関すること)

水道料金の基本料金無料化

～令和2年6月1日検針分からスタート～



令和2年6月1日

①水道料金の基本料金無料化の概要

概要

新型コロナウイルス緊急経済対策として、迅速かつ公平に給水契約のあるすべての家計と事業者の負担を軽減するため、水道料金の**基本料金を2か月分無料**とします。

なお、無料化に関しての**申請手続は不要**です。

期 間

令和2年6月1日から同年7月31日までの間の検針により料金が確定する2か月分

対象者

すべての契約者

対象件数

13万6,700件（見込）

お問い合わせ

津市上下水道管理局営業課 電話059-237-5805

②水道料金の基本料金無料化の詳細

令和2年6月29日(月)から同年8月18日(火)までの間に納期限(口座振替日)となる基本料金を無料とします

検針月			検針日	納期限 (口座振替日)	使用期間
毎月検針	6月		1日～ 6日	6月29日(月)	5月検針の翌日から 6月検針の日まで
			10日～16日	7月 8日(水)	
			20日～26日	7月20日(月)	
	7月		1日～ 6日	7月28日(火)	6月検針の翌日から 7月検針の日まで
			10日～16日	8月11日(火)	
			20日～26日	8月18日(火)	
2か月検針	偶数月	6月	1日～ 6日	6月29日(月)	4月検針の翌日から 6月検針の日まで
			10日～16日	7月 8日(水)	
			20日～26日	7月20日(月)	
	奇数月	7月	1日～ 6日	7月28日(火)	5月検針の翌日から 7月検針の日まで
			10日～16日	8月11日(火)	
			20日～26日	8月18日(火)	

③水道料金の基本料金の金額・対象件数

メーターの口径	1か月分の基本料金 (税込み)	対象件数
13mm	528円	84,995件
20mm	1,045円	47,641件
25mm	1,716円	2,562件
30mm	3,300円	319件
40mm	6,160円	693件
50mm	9,680円	407件
75mm	21,780円	109件
100mm	46,090円	26件
150mm	112,200円	6件
200mm	199,210円	3件
250mm	312,400円	0件

※ 対象件数については、令和2年4月末現在における検針件数

令和2年6月1日から

津市社会福祉協議会が

未使用のマスクを集め 必要な方々へつなぎます！

～ 津市は津市社会福祉協議会の取り組みを支援します ～



マスクボックス



津市社会福祉協議会
マスコットキャラクター「こころん」

令和2年6月1日

未使用のマスクを受け付けます

社会福祉法人 津市社会福祉協議会

令和2年5月25日

緊急事態宣言が解除されるも、新型コロナウイルス感染症感染拡大を予防するため「新しい生活様式」を取り入れた感染防止対策の徹底が必要とされており、引き続き、様々な場面で多くの方々にマスクの着用が求められています

令和2年6月1日から

皆様がお持ちの未使用・未開封(包装されたもの)のマスクを、必要とする方々に提供できるように、津市社会福祉協議会が**マスクの寄付の受け付けを開始します**

◆ 津市社会福祉協議会が製作する「マスクボックス」を市本庁舎、総合支所、市社協本部、社協各支部に設置します

- ・ 設置場所 20箇所
- ・ 設置期間 当分の間



皆様からご寄付いただいたマスクは、津市社会福祉協議会が、必要としている社会福祉施設等(高齢者、障がい者、児童など)へおつなぎします

令和2年6月1日

本日開園！

雲出保育園が移転



令和2年6月1日

雲出保育園の移転に向けた取り組み①

旧 雲出保育園の概要

所 在 津市雲出伊倉津町1473番地3
敷地面積 1,438m²
建 物 鉄筋コンクリート造 1階(陸屋根) 延床面積 418.25m²
建 築 昭和45年3月30日 築50年

旧 雲出保育園の課題

地理的に河口部まで約300m、塩害の影響による劣化も早く、海拔2mの地域のため南海トラフ地震発生時には津波により2～5mの浸水被害が予測されている。

旧 雲出幼稚園の状況

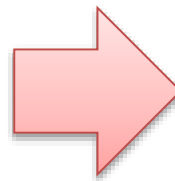
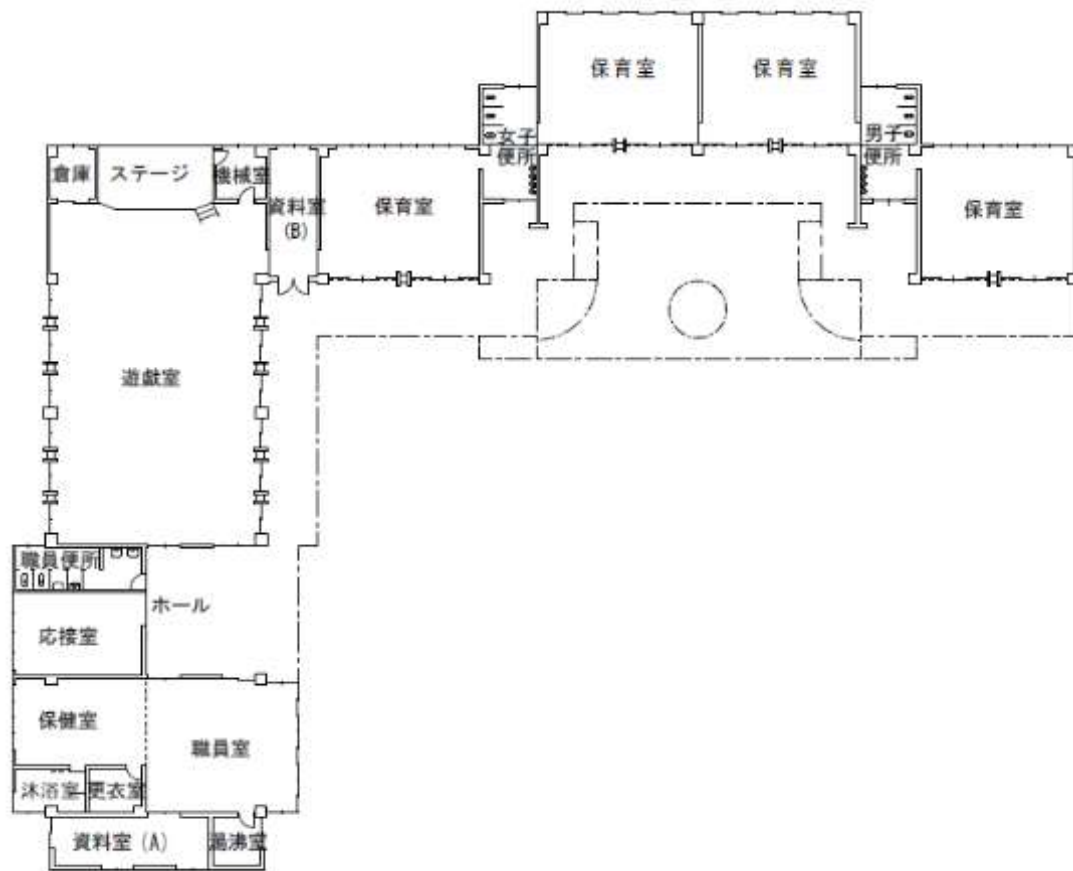
平成24年度までは、4・5歳児で計30名ほどの在籍で推移してきた。その後、年々減少し、平成29年度は新入園児がゼロとなり5歳児8名のみで運営、平成30年度は園児0となり休園し、平成31年4月に閉園

幼稚園施設を改修することで雲出保育園の課題を解決

雲出保育園の移転に向けた取り組み②

保育所として利用するために必要になった設備整備

乳児用の保育室、沐浴室、便所の整備、給食設備、空調設備の整備、外壁、屋根など、老朽化した施設の改修、受変電設備の設置



(改修した主な箇所)

乳児用保育室	64.98㎡
沐浴室・便所	14.82㎡
調理室	85.14㎡
遊戯室	124.02㎡

工期

令和元年9月27日～令和2年5月13日

改修費

改修費: 1億5,584万8,400円

(合併特例債1億4,070万円充当)

移転後の新しい雲出保育園の概要

新 雲出保育園の概要

所 在 津市雲出本郷町1165番地
敷地面積 3,575㎡
建 物 鉄筋コンクリート造 1階(陸屋根) 延床面積 745㎡
建 築 昭和49年3月 築46年

利用定員24人増

(旧) 利用定員 70人

認定区分	年齢区分						合計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
2号認定	-			42			42
3号認定	6	22	-				28
計	6	22	42				70

●支給認定区分

2号認定	保育を必要とする満3歳以上の子ども
3号認定	保育を必要とする満3歳未満の子ども

(新) 利用定員 94人

認定区分	年齢区分						合計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
2号認定	-			60			60
3号認定	6	28	-				34
計	6	28	60				94
在園状況 (6月1日時点)	3	12	33				48

保育士を10人配置

雲出保育園の所在地(津市雲出本郷町1165番地)



【立地環境のメリット】

- 津波避難ビル(小学校)に隣接
- 交通アクセスの利便性の向上
(国道23号線へ近い立地)